



# アメリカ医療の トリセツ

取扱説明書



渡米してすぐの方も、長年こちらに住んでいる方も、米国医療に関することになると「よくわからない」「もっと知りたい」と感じている方も多いのではないのでしょうか。そこで、ミシガン大学の家庭医学科の先生方に医療に関する様々なトピックについてまとめていただき、連載でご紹介します。

Vol. 13

## 患者さんの医療情報について

日本でもアメリカでも、患者さんのカルテは、病院や診療所などの医療機関、およびそこで働く医療従事者によって管理されています。患者さんの診断名、既往歴、精神疾患の有無、喫煙、アルコール、薬物使用の履歴など、医療を行う上で必要な情報がカルテには含まれています。これらの情報の管理をするうえで、プライバシーの保護は大変重要です。

### 誰がこの患者情報を見ることができるの？

誰がこの患者情報を見ることができるのでしょうか。かかりつけ医は、基本的に患者さんの医療に必要な情報はすべて持っていることになっており、この内容は、今のように電子カルテが多く使われるようになる前から、医療機関で保管しています。アメリカでは、患者さん本人は、いつでも、これを見る権利があります。具体的に、カルテをすべて見せてほしいと頼んだ場合に、すべてをコピーしたり印刷するのに何日かかるかという事務的なことを除いて、原則的には患者さんはカルテ閲覧の権利があり、電子カルテでは、ほとんどの患者用ポータルから、カルテを閲覧することができるようになっています。

それ以外にも、かかりつけ医とその同僚やスタッフとご本人の他にも、医療情報が開示される場合があります。まず、どこで診察を受けても、ご自分の入っている保険会社にはオーダーされた検査、治療、病名が報告されます。処方箋を受け取ると、それも保険会社に送られます。これは、保険会社が医療機関に支払いをするために必要なためで、保険会社がそれを他に漏らすことはありません。また、かかりつけ医から専門医や救急外来を紹介された場合、紹介先に必要な情報を送る約束になっています。以前は、必要な既往歴や現在の服用薬などをファックスで送っていました。最近では、電子カルテの普及で、同じ医療機関内はもちろん、他の医療機関の専門医や救急外来に行っても、かかりつけ医のカルテや検査結果を見られることもよくあります。ただ、患者さんを診察する、医療行為を行っている人のみが医療情報を閲覧する、というのが鉄則です。もし、医療機関に務めている人が、理由なくカルテを閲覧すると、犯罪になります。その点は、日本よりも厳しく管理されています。

例えば、かかりつけ医に勧められて救急外来に行く場合、かかりつけ医が救急外来の医師と話をし、どうして救急外来に行く必要があるのか、今までの検査結果や経緯などを説明したりしますが、これは、医療に必要な情報交換として、患者さんの利益になり、医療に必要、ということで、必要かつ正しい行為とされています。

また、救急外来や専門医に自分で行って、入院したり治療を受けたりする場合、そこで、かかりつけ医の名前を伝えておくと、その医療情報はかかりつけ医のところへ送られてきます。それは、患者さんがその後の経過観察を行うのに、かかりつけ医が状況を把握しておくことが重要だと考えられるからで、これも患者さんのためになるため、合法です。

もし、救急外来や専門医にかかって、かかりつけ医の名前を言っておかない場合、その情報は、どこにも送られません。その後、かかりつけ医に診てもらって経過観察をするように、という指示をうけてから、かかりつけ医に受診する場合、救急外来や専門医で何が行われて、どういう状況だったのかを、かかりつけ医に知らせる必要があります。この場合、かかりつけ医の診療所のスタッフが医療情報を要求しても、プライバシーを守るため、送ってこないこともよくあります。その場合は、患者さん本人の署名が入った書類で、医療情報を〇〇先生に送ってください、というような書面をファックスで送ることが必要になります。

また、アメリカのかかりつけ医は、患者さんに応じて必要な検査や予防接種が済んでいるかどうかを確認して、足りないものは補う、という役割があるため、他の病院や外来で受けた検査の結果も知る必要があります。たとえば、かかりつけ医とは別に産婦人科にかかって、そこでマンモグラフィを受けている場合は、その情報がかかりつけ医は確認する義務があります。そのため、かかりつけ医以外の医師にかかる場合は、かかりつけ医の名前を伝えて、情報を共有してもらうように頼んでおくと便利です。日本で予防接種を受けてきた場合なども、その記録がかかりつけ医に提示することが大切です。

### 家族でもダメ？患者のプライバシー遵守は鉄則

医療情報やプライバシーを守るため、アメリカの医療機関は、患者さん本人以外には医療情報を話してはいけないことになっています。家族は必ずしも患者さん本人の医療情報を閲覧する権利はないですし、医療機関が検査結果を伝えることもできません。もし、家族でも友人でも、自分以外の誰かに、すべてを知ってほしい、検査の結果も自分と同様に、その人に話してほしい、という場合には、自分の医療情報はすべて共有する、という旨の書類にその人の名前を書いて、署名したものをあらかじめ提出しておく必要があります。その書類がないと、ご家族が検査結果を聞いたりすることはできません。乳幼児や小児の医療情報は、両親のどちらでも閲覧する権利がありますが、13歳以上の子供の医療情報は、内容により、プライバシー

が守られる仕組みになっています。例えば、精神的なこと、薬物使用や、性的な内容は、本人が親と共有したくない場合は、医療機関は親と共有することができません。それによって、親に言えないような内容でも、友人に相談するよりは、医療機関に相談しやすくするということを期待してできている法律だと思われる。

### 医療情報の共有をリクエストするのは可能

ここまで、医療情報、個人情報を守ることについて説明しましたが、医療情報を患者さんが他の医療機関と共有することをリクエストすることもよくあります。電話で頼んでも、電話した人が、患者さん本人であることが確認できないため、電話では送ってこないこともよくあります。患者さん本人が署名して、ご本人の医療情報を送ることを書面でリクエストした場合、それを送ることは医療側の義務で、2週間程度で送ることになっています。

例えば、引っ越しなどで、かかりつけ医を変更する場合など、以前のかかりつけ医が持っている医療情報を新しいかかりつけ医に送るように、という書類に署名することによって、新しいかかりつけ医が必要な医療情報を得ることができます。日本では、カルテは門外不出なことが多く、必要と思われることを手紙で書く、というのが習わしですが、書き換えることによるミスもありえますし、手間もかかるということもあり、アメリカではカルテそのものを送る、というのが一般的です。これによって、いままでのワクチンの記録など、患者さんに必要な情報が一か所に集まることになり、その点では、日本のように個人個人が自分で管理しなくてはならないシステムよりは、使いこなせば、便利ともいえます。アメリカから、日本や他の国に引っ越す場合は、予防接種の記録、治療記録、検査結果、手術記録、入院記録など、必要な医療情報をコピーして持参するか、電子ファイルとして保存して、持ち帰ることがお勧めです。後から、海外からカルテの郵送を頼んでもなかなか送ってもらえないので、国内にいるうちに、必要な情報を入手しておきましょう。

筆者プロフィール：

医師 リトル (平野) 早秀子 (ひらのさほこ)

ミシガン大学医学部  
家庭医学科助教授

1988年慶応義塾医学部卒業  
1996年形成外科研修終了。  
2008年Oakwood Annapolis  
Family Medicine Residency  
終了後、2008年より、ミシガン  
大学家庭医学科で日本人の患者  
さんを診察しています。産科を  
含む女性の医療、小児医療、皮膚手術、創傷のケアに、特に  
ちからを入れています。

